

2023年12月06日

内閣府消費者委員会本会議

(資料4)

＜LPガスに関する消費者問題＞

賃貸住宅LP料金の調査報告と 商慣行是正の課題考察及び要請事項

～LP料金と契約の透明化・適正化を求めて～

報告者

LPガス問題を考える会

(北海道生活協同組合連合会所属)

川原敬伸



0. 本日の報告項目は5つです。

(1)LPガス問題取組みのきっかけと経過

(2)LP料金調査・分析で分かったこと

(3)現行LPガス販売の何が問題か

(4)問題点の構造的理解

(5)関係行政への要請事項と消費者の取組課題

1. 取り組みのきっかけと経過

(1) 取り組みの切っ掛け

以前から、LPガスの料金体系の不透明さや価格の高さ、解約時のトラブルなど、消費者の不満がありました。

(2) 取り組み経過

① LPガス問題を考える会結成(単独ではなく組織的)

2015年、北海道消費者協会・適格消費者団体
北海道生協連などが参加し結成

② 調査分析活動で、事実に基づくエビデンスの提示

③ 学習パンフ作成⇒学習・啓蒙滑動推進

④ 全国の消費者団体との連携と関係行政への訴え

⑤ 社会とマスコミへの訴えと働きかけ

2. 二つの調査の概要

(1) 全道の消費者から集めた請求書調査

① 2015年5月実施、91社・318枚の請求書調査

(2) 北大生協調査(2016年から23年の連続調査)

① 調査年とサンプル数(物件は北大周辺に集中)

16年からはじめて、142件⇒130件⇒109件⇒110件
⇒125件で推移、入居者数は3000人前後で推移

② 調査項目

基本料金

2m³料金・5m³料金・8m³料金(基本料金含む)

物件別、販売業者別の価格実態

3. 北大生協調査で分かったこと(23年度分は集計中)

(1)同一地域でも、業者間料金格差の存在(賃貸集合住宅)

- ①基本料金格差は、**2.7倍・2.3倍、2.4倍、2.5倍、2.6倍**で推移(拡大傾向)
- ② 5m³料金(基本料金含む)は、**2.1倍・2.1倍、2.3倍、2.2倍**で推移
- ③22年度の価格格差は、最大月4,819円、年額57,828円、**4年間で約23.1万円の差**

注記 北大周辺の狭い範囲で、業者間の大きな料金格差が生じています
月4,819円の格差は、年間約5.7万円の差額となります。考えられない差額です。
同じような配達条件にある、灯油価格では考えると同じ地域で
1ℓ100円灯油と220円灯油がある事になります。どう考えても何かおかしい。
LPガス事業者は、消費者が納得できる説明が必要です。

	基本料金推移					5m ³ 料金の推移(基本料金含む)				
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
平均値	2,000	1,998	2,057	2,067	2,077	5,347	5,405	5,427	5,736	6,128
最高値	2,916	2,484	2,585	2,775	2,860	7,479	7,595	8,140	8,725	8,955
最安値	1,080	1,080	1,100	1,100	1,100	3,607	3,607	3,607	3,960	4,136
価格差	1,836	1,404	1,485	1,675	1,760	3,872	3,988	4,533	4,765	4,819
高/安	2.7倍	2.3倍	2.4倍	2.5倍	2.6倍	2.1倍	2.1倍	2.3倍	2.2倍	2.2倍

4. 同一地域・同一自業者の料金格差一覧と特徴

- (1)北大生協幹旋物件でLPガス対応の物件中で、5物件以上にLPガス供給者の料金調査
- (2)同一事業者内の価格格差額最大は、2,385円/月 年約2.8万円ありました。
- (3)7/8の事業者で複数料金があり、**料金格差0の業者は1件で無償貸与は断っていました。**
- (4)12種類の料金表のある事業者は、聞き込み情報で全道で500以上の料金表があるとのことです。**(異常です)**

販売業者	物件数		5m ³ 料金(円)		販売業者	物件数		5m ³ 料金(円)	
	料金数		2021年	2022年		料金数		2021年	2022年
A社	5	最高値	6,273	6,273	E社	9	最高値	6,163	6,360
		最安値	4,290	4,565			最安値	4,064	4,315
	(2)	価格差	1,983	1,707		(5)	価格差	2,099	2,045
		高/安	1.5倍	1.4倍			高/安	1.5倍	1.5倍
B社	5	最高値	7,821	8,041	F社	5	最高値	6,655	6,930
		最安値	7,040	7,260			最安値	5,115	5,665
	(4)	価格差	781	781		(3)	価格差	1,542	1,265
		高/安	1.1倍	1.1倍			高/安	1.3倍	1.2倍
C社	5	最高値	5,565	5,780	G社	34	最高値	6,655	6,930
		最安値	5,565	5,780			最安値	4,180	4,675
	(1)	価格差	0	0		(12)	価格差	2,475	2,255
		高/安	1.0倍	1.0倍			高/安	1.6倍	1.5倍
D社	5	最高値	6,880	7,700	H社	5	最高値	8,725	8,955
		最安値	5,060	5,315			最安値	6,865	7,095
	(4)	価格差	1,820	2,385		(4)	価格差	1,860	1,860
		高/安	1.4倍	1.4倍			高/安	1.3倍	1.3倍

5. 現行LPガス販売の何が問題か

(1) 問題点は何か

料金高く、地域格差・業者間格差の存在、不透明な料金・契約、建設業者・オーナー負担の費用を料金に価格転嫁、2017年改正省令・指針が非遵守の現実。

(2) どうしてそうなっているのか

① 過大投資の強要側・受入側の「利害が一致」し、成功ビジネスモデルとして現状維持を望む一部勢力の存在

② 消費者無視・自己中心の業界体質、業界展望なし

③ 省庁間をまたぐ消費者問題での行政対応の弱さ

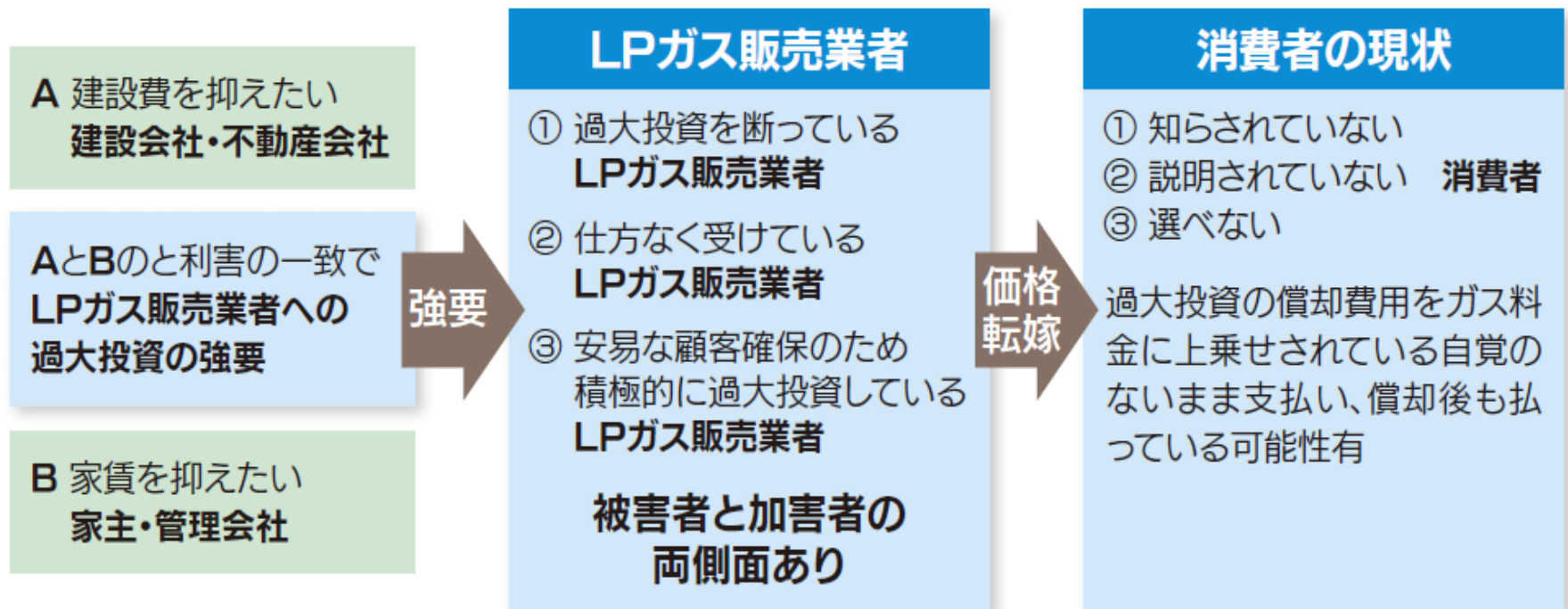
(3) 2017年一部省令改正とガイドライン制定したが

守らなかった業界、守らせられなかった行政、許してしまった社会と消費者、三者の反省と課題確認が必要

「液石法改正だけでは、限界がありました」

6. 資料1 構造的課題点の定式化

特に集合住宅における価格差の構造理解、過大投資

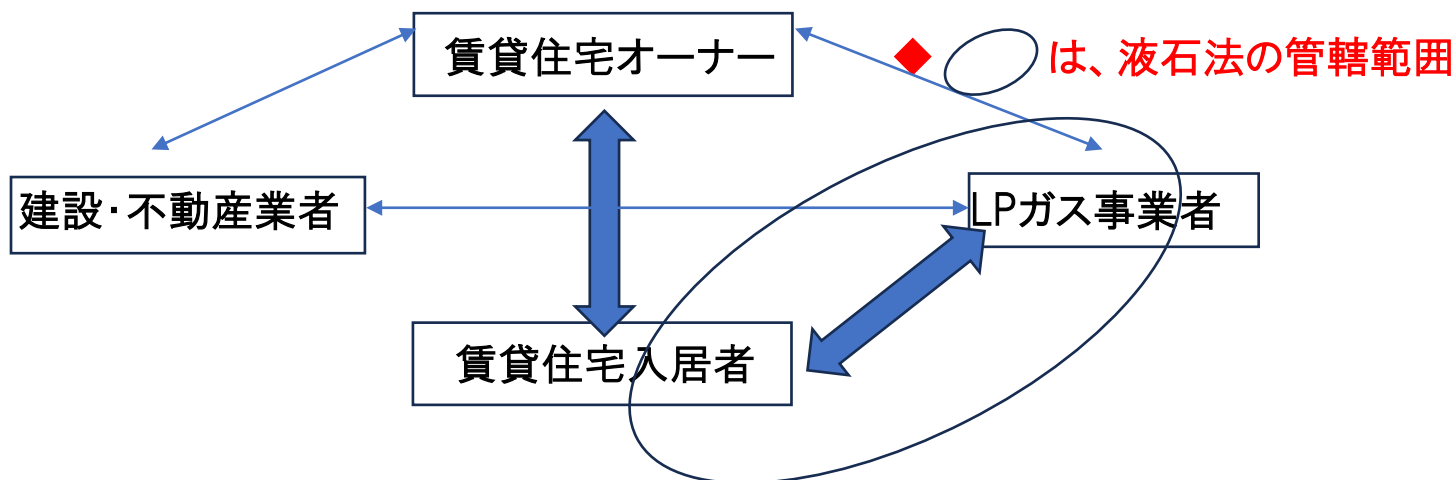


戸建て住宅も集合住宅も無償配管などへの
過大投資の資金回収は、LPガス料金に上乗せが慣習！

7. 資料2 契約関係から見た構造理解

液石法の是正だけでは、根本解決は出来ないのでは？

- (1) 液石法の対象は、LPガス事業者。過大投資強要をしている、建設・不動産管理業者・オーナーへの規制はかかりません。



- (2) ⇔ の契約関係は、オーナーと入居者、LP事業者と入居者の契約関係で本来の契約関係
- (3) ↔ の契約関係は、LPガス事業者・オーナー・建設不動産企業間それぞれで交わされた「契約」で、過大投資の強要と受入契約と過剰な営業行為契約で、相互でおいしい思いをし、本来オーナーや建設会社が負担すべき費用をLP料金に転嫁し消費者が負担。⁸

8. 資源エネルギー庁への要請事項

- (1)WGを再開し、行政・業界・学識経験者・消費者参加の論議による、段階を踏んで、共通認識にしている活動の方向性と内容について賛同です。
- (2)問題は、実効性確保です、そのために
 - ①第7回WGで確認した、「通報フォーム」と「制度遵守宣言」状況を公開し、到達点と次の課題確認の繰り返しで、PDCAを回してください。
 - ②①の取組状況は、継続開催のWGと地方LPガス懇談会等で公開し、ホームページやマスコミを通じて、社会と関係者の共通認識としてください。
 - ③「鍵」となる、省庁間連携で、LPガス事業者だけでなく、建設・不動産・オーナー等にも取組情報の周知を関係省庁へ働きかけてください。
- (3)商慣行是正取組の定着に向けての行政執行について
検査担当者からの聞き取り情報では、LPガス事業者への検査にあたって、「保安」に関するマニュアルと担当者研修の教本はあるが、「商慣行是正」検査についてはマニュアルや教本が無いとのことです。省令改正と併せて商慣行是正の検査推進体制の確立を実施してください。
- (4)改正論議では対象外となっている、既存契約については消費者が望むなら新ルールで再契約が出来る様に道筋を考えてください。

9. 国交省への要請事項

- (1) 液石法改正だけでは限界があります、引き続き「省庁間連携」推進で、悪しき商慣行是正に関わってください。
- (2) LPガス事業者に無償貸与は求めないよう建設・不動産業界に周知徹底を行い、状況により法的処置の検討をしてください。
- (3) 液石法改正前の駆け込みで、過大投資強要が、活発になっているとの情報があります。消費者の不利益が広がることとなります。周知を速やかに、遅くとも年度内には完了してください。
- (4) 始まっていますが、所管する業界に対して国交省の監督方針の指示徹底を図り入居希望者への情報提供を指導して下さい。
- (5) LP事業者側から、不当な紹介料や無償貸与等の営業が行われた場合は、受け付けないように指導して下さい。
- (6) 総合的な取組に向けて、国交省版WGの開催とエネ庁WGとの連携協議を検討してください。

10. 消費者庁への要請事項

- (1) 液石法改正を前に、LP大手やブローカーの**駆け込み営業行為**が行われているとの情報があります。引き続き、特商法や消費者契約法違反の疑いのある行為についての**取り締まり強化**を行って下さい。
- (2) 連携関係にある、消費者委員会・国民生活センターとの関係は推進はもとより、省庁間をまたぐLPガス問題での**省庁間連携強化**を進めてください。
- (3) LPガス取引についての**基礎知識が消費者に不足**しており、LPトラブルの一因となっています。生活相談窓口に寄せられる消費者被害情報を参考に、消費者に対する注意喚起や情報提供を地方行政・消費者団体等と連携して行って下さい。

11. 公正取引委員会へのお願い事項

- (1) 1999年の調査報告で、「不当に高額な紹介料を支払うことやガス器具等の無償提供を行うことにより顧客を獲得する場合は、**独占禁止法上問題を生じることとも考えられる。**」と指摘、2022年11月独占禁止懇話会で「**今後も十分に注視してまいりたい**」との発言がありました。
- (2) 昨今の、**過大投資強要と不当な紹介料等での顧客誘引の実態は内容がエスカレートし、チラシ配布やインターネットを通じた宣伝・営業活動が公然と行われています。**
- (3) LPガス専用の通報窓口を設けて注視を強め、違反の恐れのある**取引を調査し、警鐘・取り締まり**を実施して下さい。
- (4) エネ庁は、LPガス問題の解決をWGの継続開催と行政・業界・消費者・学識経験者等の協力で推進しています。実効性確保には、**省庁間連携が鍵**となっています。**WGに参加して、実態を注視し、必要な措置**を行って下さい。

12. LPガス事業者、LP業界への要請事項

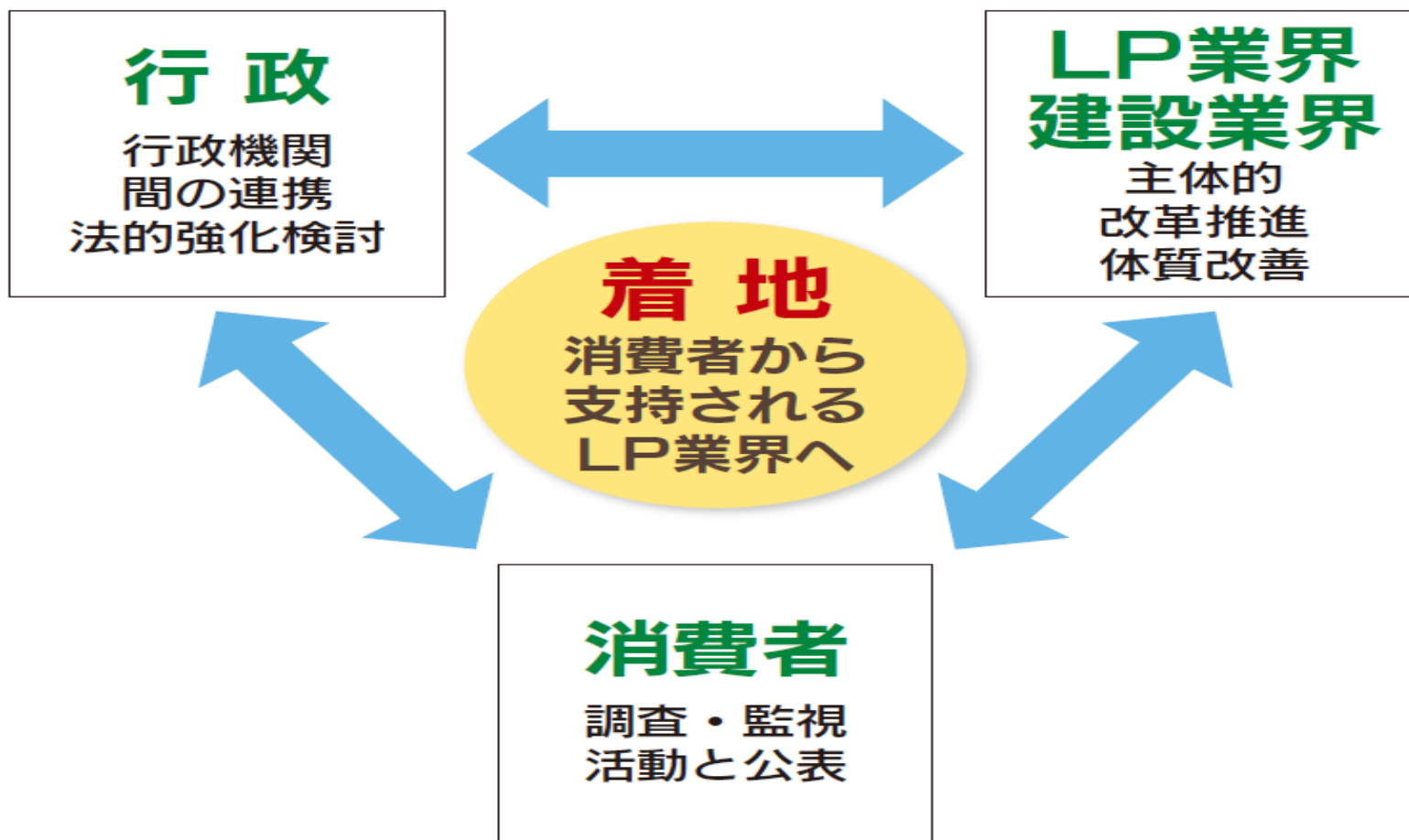
- (1) 消費者は、LPガスが災害時や過疎地で重要な家庭用エネルギーとして果たしている役割について、評価・感謝しています。消費者が、LPガス事業に期待することは、地域に根差し消費者から支持される、地域密着型のLPガス事業です。
- (2) 長年に渡って「一部の自己中心的事業者」による、消費者無視・コンプライアンス軽視の悪しき商慣行が続いた結果、消費者の「LPガス離れとLP不信」が高まっています。こんな状況は、LPガス事業者・業界と消費者にとって不幸な状況です。
- (3) LPガス事業の将来展望に危機感を持った事業者の改革の動きも生まれています。商慣行是正の主体者として、「意識改革・業界改革」の芽を大きく育ててください。LPが生きる道です。
- (4) 消費者も、学び・考え・行動する消費者運動に努めます。LP業界も、行政・業界・消費者との連携で、「自己中心的勢力」の一掃にご努力下さい。お願いします。

13. 消費者運動の取組課題

- (1) 消費者の権利拡大実現に、商慣行是正に貢献します。
- (2) 調査・監視活動を組織的に継続・発展させ、根拠を示します。
- (3) 連携活動の重要性をあらゆる場面で訴え、自らも実践します。
- (4) 消費者とコンプライアンス重視への「体質改善・事業改革」をLPガス業界・事業者に粘り強く働きかけます。
- (5) 社会への訴えとマスコミへの働きかけを一層強めます。
- (6) 「学び・考え・行動」する消費者を育成し、「通報フォーム」・「制度遵守宣言」の活用、「自己契約チェック」の取組を全国の運動として準備します。

14. 資料3 行政・業界・消費者連携イメージ

〈改革推進には行政・業界・消費者の連携が大切〉



配布資料及びLPガス問題についてのお問い合わせ先

北海道生活協同組合連合会

〒003-0803

北海道札幌市白石区菊水3条4丁目1-3

こくみん共済coop北海道会館 4階

電話 011-841-8601

担当者 川原敬伸(LPガス問題を考える会事務局)

E-mail t.kawahara@sapporo.coop